

核燃料物質の使用（変更）許可申請に係る事例集（第25条（汚染を検査するための設備））

基準規則¹第25条は、汚染を検査するために必要な設備を規定しており、密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならないことを要求している。

<基準規則>

（汚染を検査するための設備）

第25条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。

<解釈²>

第25条（汚染を検査するための設備）

1 第25条に規定する「汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない」とは、例えば、以下の各号に掲げる要件を満たすことをいう。

- 一 汚染検査は、人が通常出入りする使用施設の出入口の付近等放射性物質による汚染の検査を行うのに最も適した場所で行うこと。
- 二 汚染検査を行う場所の内部の壁、床その他放射性物質によって汚染されるおそれのある部分は、汚染の広がりを防止できる構造とすること。
- 三 汚染検査を行う場所には、必要に応じて、洗浄設備、更衣設備等を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。
- 四 上記三に定める洗浄設備を設置する場合には、その排水管は、排水設備に連結すること

¹ 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第34号）

² 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第1311274号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））

第25条（汚染を検査するための設備）の事例

【事例1：使用施設、貯蔵施設、廃棄施設を設置し、核燃料物質を用いた分析等を行う場合（非該当施設）】

核燃料物質（非密封のものを含む。）及び核燃料物質によって汚染されたものの分析のため、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設を設置する。使用施設では、核燃料物質を用いた分析等のため、ドラフトチャンバ、Ge（ゲルマニウム）半導体検出器、走査型電子顕微鏡（SEM）等を設置する。貯蔵施設では、核燃料物質をガラス製密封容器等に入れた上で、鉛製貯蔵箱等に入れて、貯蔵室にて貯蔵する。廃棄施設では、核燃料物質を用いた分析等で発生した放射性固体廃棄物を鋼製のドラム缶に密封して、保管廃棄施設にて保管する。

（※事例1とは違い、使用施設等で非密封の核燃料物質等を使用しない場合又は容器等に封入して核燃料物質を貯蔵又は放射性廃棄物を保管廃棄する場合、当該条文への適合性の説明は不要です。）

基準規則	解釈	審査の視点及び確認事項 (留意事項、よくある質問、専門用語)	申請書での説明 ³ 【実際の申請書記載事例】
<p>(汚染を検査するための設備) 第25条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>第25条（汚染を検査するための設備） 1 第25条に規定する「汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない」とは、例えば、以下の各号に掲げる要件を満たすことをいう。 一 汚染検査は、人が通常出入りする使用施設の出入口の付近等放射性物質による汚染の検査を行うのに最も適した場所で行うこと。 二 汚染検査を行う場所の内部の壁、床その他放射性物質によって汚染されるおそれのある部分は、汚染の広がりを防止できる構造とすること。 三 汚染検査を行う場所には、必要に応じて、洗浄設備、更衣設備等を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。</p>	<p><審査の視点及び確認事項①> ・汚染を検査するための設備（以下「汚染検査設備」という。）を設けないとする場合、密封されている核燃料物質のみを使用することを説明しているか。 <審査の視点及び確認事項②> ・汚染検査を行う場所が、使用施設等の管理区域へ人が通常出入りする出入口付近等汚染検査汚染の検査を行うのに最適な場所であることを説明しているか。また必要に応じて図等を用いて説明しているか。 <審査の視点及び確認事項③> ・汚染検査を行う場所の内部の壁、床その他放射性物質によって汚染されるおそれのある部分に関し、第2条閉じ込めの機能を参考に、汚染の広がりを防止できる構造であることを説明しているか。 <審査の視点及び確認事項④> ・必要に応じて、洗浄設備、更衣設備等を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えることを説明しているか。</p>	<p>灰色：「4. 使用施設の場所」 オレンジ色：「7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備」 水色：「11. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」の（24）汚染を検査するための設備 黄色：別添図面一覧</p> <p>・「使用施設の場所」：事業所の東地域に位置する棟の●階（●実験室及び●実験室）において使用する。（別図●●階平面図の通り） ・「汚染を検査するための設備」： ✓ 場所：使用施設の入口 ✓ 構造：●室に同じ ✓ 表面材料等： 室名：汚染検査室 床：塩ビシート 腰壁：同左 壁：防汚塗装 天井：同左 流し：ステンレス その他：なし ✓ 洗浄設備：手洗用流し台、シャワー室 ✓ 更衣設備：作業衣掛け、履物交換台、履物箱 ✓ 汚染検査用の放射線測定器の種類及び台数： ハンドフットクロスモニタ●台、GMサーベイメータ●台、α線用サーベイメータ●台、シンチレーションサーベイメータ●台、電離箱サーベイメータ●台 ・「出入口」： ・人が通常出入りする出入口●箇所 その他の出入口●箇所（用途 搬出入口及び非常口）（別図●</p>

³ 灰色、オレンジ色、水色、黄色の違いは、申請書の記載箇所を示す。具体的な記載箇所は、解釈の別記4（申請書の様式）を参考とすること。なお、記載箇所の考え方の一例として、水色では、施設、設備全体の大きな設計の方針、オレンジ色では、各施設、設備の詳細な設計仕様を記載するなど、必要に応じて書き分ける。

https://nra-garoon.cybozu.com/g/schedule/index.csp?bdate=2026-01-18&uid=&gid=&event=&event_date=&pid=&sp=0&search_text=&p=

基準規則	解 釈	審査の視点及び確認事項 (留意事項、よくある質問、専門用語)	申請書での説明 ³ 【実際の申請書記載事例】
	<p>四 上記三に定める洗浄設備を設置する場合には、その排水管は、排水設備に連結すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用する放射性物質に応じた放射線測定器等を選定しているか。 <p><審査の視点及び確認事項⑤></p> <ul style="list-style-type: none"> 洗浄設備を設置する場合には、その排水管が排水設備に連結することを説明し、系統図面等により示しているか。 	<p>●階平面図の通り)</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品等の搬出時にはサーベイメータ、Ge 半導体検出器等により汚染検査を行い、管理区域からの汚染の漏えいを防止する。 <ul style="list-style-type: none"> 使用施設等には管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するための以下の設備を設ける <ol style="list-style-type: none"> 1. 人が通常出入りする使用施設の出入口に汚染検査室を1箇所設ける。 2. 汚染検査室の床面及び立ち上げ部は長尺塩ビシート張りとし目地を溶接する。壁及び天井は、目地をコーキングしたコンクリート又はボードに防汚塗装を施すことにより、汚染の広がりを防止する。 3. 汚染検査室には、手洗い用流し台、ユニットシャワーの洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染検査のためのハンドフットクロスモニタ及びサーベイメータ各種、除染のためのハンドブラシ、洗剤等を備える。 4. 上記の洗浄設備の排水管は、排水設備に連結する。 <p>黄色：別図● ●階平面図 別図● 排水設備系統図（●階平面図）</p>